

ヒューマンライツ福祉協会入札要綱

1. 契約

(契約機関)

契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれを行うことができない。

(一般競争契約)

契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

また、一定規模以上の契約については、価格、政策に評価視点をおいた総合評価に基づく一般競争に付することができる。

(指名競争契約)

合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合

(2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に

応じ定められた額を超えない場合

- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契約の種類

| 契約の種類 | 金額 |
|---------------|-------|
| 1 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 2 食料品・物品等の買入れ | 160万円 |
| 3 前各号に掲げるもの以外 | 100万円 |

2. 入札規模分類(原則)

| 区分 | 発注物件分類 | 金額 | 発注方法 |
|----------|--------------------|-----------|--------------------|
| 建設工事 | 新築工事 | 1億円以上 | 基礎審査 |
| | 利用者が利用する施設の改修工事 | 5,000万円以上 | 総合評価審査 |
| 物品・業務委託 | 利用者が毎日利用する、物品・業務委託 | 1,000万円以上 | 基礎審査 総合評価審査 |
| 建設・物品・委託 | 建設工事 | 4,000万円未満 | 基礎審査(簡易) (価格入札) |
| | 物品購入、業務委託 | 1,000万円以上 | |
| 随契 | 入札外物件 | 1,000万円未満 | 合い見積のみ(3社) |

※建築の5,000万円以上は府のCランク以上

その他の1,000万円以上は、府の中規模発注物件<2007年度>

3. 契約・入札評価委員会

基本は、法人内部で検討するが、まちづくりの視点、専門性や外部チェック機能を兼ね備えた組織形態とする。他の社会福祉法人、専門家、弁護士、公認会計士、協会職員等

4-1. 入札評価基準(原則：給食、ビルメンテ、介護用品)

(1) 基礎＜入札参加資格＞審査

ア) 事業所基礎調査：会社概要

事業実績表

法人登記簿登記

事業登録証明・認定書の写し

最近3か年の貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書

最近3か年の事業税、法人府民税、消費税地方消費税の納税書

総合管理業務実施体制(ビル総合管理業務のみ)

イ) 企業活動調査(確認事項であり、評価項目から除く)

就職困難者雇用実績

次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画策定の有無

障害者の法定雇用率

おおさか人材雇用開発人権センター(C-S T E P)企業参加の有無

大阪企業人権協議会加入の有無

企業での人権研修の有無

(2) 総合評価審査(これからの企業活動による審査)

※以下、例示であり、部門別経営会議において、評価項目、配点等変更することができる。

ア)総合評価項目(70点)

サービスの対価の総額 入札額(円)

イ)技術評価項目(10点)

研修、地震など緊急時の対応、チェック体制、安全性、柔軟な対応等

ウ) 社会貢献評価項目(15点)

①就職困難者への対応(5点)＜社会福祉法人としての社会貢献の視点＞

- ・ 地元の継続雇用(清掃,給食等)
- ・ 授産施設などの公的機関に係った精神障害者の受入
- ・ 公的機関(若者自立塾、ニートサポート)に係った若者ニートの受入

②法人事業及び利用者の貢献の提案（5点）自由記述方式

（例）施設内の環境改善提案、職業見学・体験、・雇用、マンパワーとボランティアの提供、専門知識・技術を活かした技術提供、講師派遣、授産事業との連携、社会参加事業の提案等

③西成地域のまちづくり等への提案(5点) 自由記述方式

（例）まちの活性化につながるイベント参加、まちの課題解決に向けた取り組み、企業の技術・ノウハウ、サービスの提供、自主企画・マンパワーなどの提供等

(3) 全体評価項目（5点） 総合的な評価

4-2. 入札評価基準(原則：建設関係)

(1) 基礎＜入札参加資格＞審査

ア) 事業所基礎調査：会社概要

事業実績表

法人登記簿登記

事業登録証明・認定書の写し

0

最近3か年の貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書

最近3か年の事業税、法人府民税、消費税地方消費税の納税書

総合管理業務実施体制(ビル総合管理業務のみ)

イ) 企業活動調査(確認事項であり、評価項目から除く)

就職困難者雇用実績

次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画策定の有無

障害者の法定雇用率

おおさか人材雇用開発人権センター(C-S T E P) 企業参加の有無

大阪企業人権協議会加入の有無

企業での人権研修の有無

(2) 総合評価審査

※部門別経営会議において、評価項目の内容、配点等変更することができる。

ア)総合評価項目(80点)

サービスの対価の総額 入札額(円)

イ)技術評価、社会貢献評価等項目 (20点)

5. 随意契約

- (1) 随意契約をおこなう場合は部門別経営会議で協議を経て財務委員会へ報告する。
- (2) 契約にかかる事務は各分野事務局がおこなう。
- (3) 法人全体にかかる契約に関する事務は法人本部事務局がおこなう。
- (4) 随意契約案件については分野別経営会議を経て、理事会へ報告する。

附則 この要綱は2016年4月1日から実施する
この要綱は2016年11月1日から改定する
この要綱は2017年12月1日から改定する
この要綱は2019年7月1日から改定する